

ユキマサ君の相続事件簿

日本行政書士会
連合会公式
キャラクター
ユキマサくん



第9話

『大洗家の相続』の巻

ネコ界の行政書士を目指すネコのユキマサ君は、飼い主である行政書士のくらしまもる先生の事務所で、さまざまな相続案件に出会います。

この物語を通じて、相続の実践的な相談事例・法令知識や、相続に関する手続きなどを一緒に整理していきましょう。

※第1話～第8話は、茨城県行政書士会ホームページの「行政いばらき」バックナンバーで、ご覧になることができます。

くらし先生が窓の外を眺めて、「梅雨の晴れ間、と思ったらまたポツポツ降り始めたねえ、ユキマサ君。梅雨の雨音って、草木が枯れゆく頃の秋雨と違って、若葉の上に雨粒が弾ける元気な音を聴いていると、なんだかみずみずしい気持ちが出て、嫌いじゃないんだよねえ・・・」と、ユキマサ君に話しかけていますと、お客様の登場です！

相 = 相談者 **行** = 行政書士

相 こんにちは。大洗ひろきと申します。実は、ある市役所からこんな手紙が来まして・・・。見て頂けますか？

と、大洗さんが手紙をくらし先生に手渡ししました。くらし先生は、手紙を受け取り広げます。

行 役所からの手紙ですか、どれどれ、拝見しますよ・・・

タイトルは『故 大洗 實様の代襲相続人様へのご連絡』なのです。

『去る令和2年8月28日に、あなた様のご尊父様である大洗雅夫様のご実弟 大洗實様が当市内の病院でお亡くなりになりました。お悔やみ申し上げます。

ご親族様の連絡先が不明だったため、「墓地、埋葬等に関する法律第9条」に基づき、市がご遺体を引き取り、火葬致しました。

市の調査により、大洗ひろき様に相続権があることが判明しましたので、相続をされるかどうかの意思確認をさせていただくために、本状をお送り致しました。大洗實様の、他の相続人の方々へも同様の書面を送っています。』

相 大洗實さんというのは、父の弟なのですが、亡くなったのはこの手紙で初めて知りました。生涯独身で、子どももいなかったようです。

うちとは生前全く交流がないまま、先に父の方が他界しています。

実は、この市役所に出かけまして、相続する旨は伝えて、實さんの遺品を引き取ってきました。その中に生前の實さんの印鑑証明書の写しや、銀行の通帳がありました。できれば、預金の相続手続きをしたいと思いますが、どうしたら良いですか？ 亡くなった方のことをまったく知らなくても、可能ですか？

〈参照条文〉

民法第889条第1項

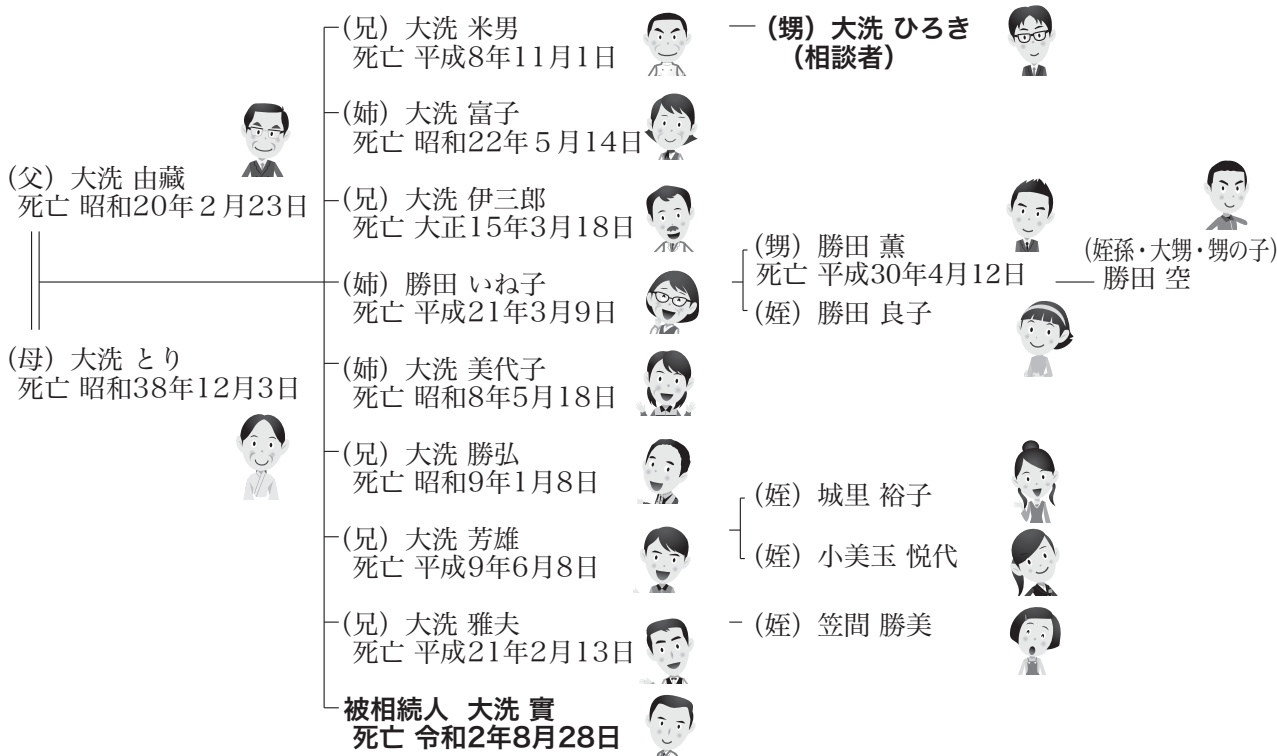
次に掲げるものは、第887条の規定により相続人となるべきものがない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- 二 被相続人の兄弟姉妹

第887条第2項

被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき～中略～、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でないものは、この限りでない。

被相続人 大洗 實 相続関係説明図



心配そうに質問する大洗さんに、くらし行政書士は、にっこりして答えました。

行

相続手続きをするには、亡くなった方の除籍謄本を集めて相続人を確定し、全相続人で協議をして、遺産分割協議書を作成する必要がありますよ。

もし生前まったく交流がなくても、遺品の中の書類から、亡くなった方の氏名、住所や生年月日がかれば、故人の除住民票を本籍地入りで取得して、それを確認して除籍謄本を収集し、相続人を確定して遺産分割協議をすることができますよ。

大洗實さんの相続では、相続人となるのは、勝田良子さん、城里裕子さん、小美玉悦代さん、笠間勝美さん、そして、あなた、大洗ひろきさんの5名です。

兄弟姉妹は代襲相続は甥・姪までだから、大甥(姪孫：てっそん＝甥の子)の勝田空さんは、相続人とならず、遺産分割協議に加える必要はないですね。

5名で遺産分割協議ができれば、相続手続を進めることができますよ。

相

そうなんですね！ わかりました。5人で遺産分割協議をしてみます。ありがとうございます。

後日、大洗さんから、他の相続人と連絡が取れて遺産分割協議をしたので、遺産整理手続を委任したいというご依頼があったのでした。

「昔は兄弟姉妹が多いのが当たり前の時代があって、歳が離れていたからあまり交流がなかったパターンもあるみたいだけど、僕も、実はどこかに知らない叔父さんがいて、僕に沢山お金を遺してくれたらお金持ちになれるのにね、ユキマサ君。」と、一人、マイボトルでお茶を飲みながらつぶやくくらし先生に、ユキマサ君は大きな瞳をぱしっと瞬きしつつ、「真面目に働いた方が確実だニヤ」と思ったのでした。

(おしまい。)

※この物語はフィクションです。登場する個人名・団体名などはすべて架空のものです。



行政書士
くらしもる
('くらし事務所')
で働く行政書士。
独身。)

(文：石神 敦子)